

平成 3 1 年

第 2 回 定 例 教 育 委 員 会

我孫子市教育委員会

平成31年第2回定例教育委員会日程

日 時 平成31年2月22日（金） 午後2時から

場 所 教育委員会大会議室

日程第1 会議録署名委員の指名
足立 俊弘

日程第2 諸 報 告

日程第3 議 案

議案第1号 平成31年度我孫子市教育施策の策定について
(総務課、各課)

議案第2号 我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を
改正する告示の制定について
(文化・スポーツ課)

議案第3号 我孫子市指定文化財の指定について
(文化・スポーツ課)

目 次

議案第 1 号	平成 3 1 年度我孫子市教育施策の策定について	・ ・ ・ ・ 1
議案第 2 号	我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を 改正する告示の制定について	・ ・ ・ ・ 9
議案第 3 号	我孫子市指定文化財の指定について	・ ・ ・ 13

議案第 1 号

平成 3 1 年度我孫子市教育施策の策定について

平成 3 1 年度我孫子市教育施策を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

平成 3 1 年度における教育行政の施策を定めるため、提案するものです。

『我孫子市教育施策』は、教育委員会議の審議を経て、毎年度定めています。施策の展開にあたっては、積極的に情報を発信するなどして、市民の皆様と情報の共有を図りながら社会全体で「生きる力」をより一層育み、施策の基本方針である「個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進」を目指していきます。

平成31年度我孫子市教育施策

【基本方針】

個性を尊重し、互いに学び合う、学校教育並びに生涯学習の推進

【目標】

I. 子どもの創造性と自主性を育む教育の充実

重点施策1. 学校教育の充実

(1) 心身ともに健康な児童生徒の育成

- 思いやりのある豊かな心、社会性を育む規範意識を醸成する人権教育、体験活動及び道徳教育の充実
- 望ましい生活習慣につながる健康教育・食育の推進
- 心身の健全な発達を支える学校体育の充実
- 情操豊かな心を育てる文化的行事や学習活動の支援
- 情報モラル教育の推進
- 幼稚園・保育園・認定こども園から小学校へのスムーズな移行やいわゆる「小1プロブレム^I」の解消などに向けた幼保小連携の推進

(2) 確かな学力の育成

- 主体的・対話的で深い学びの視点を意識した授業改善
- 基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成
- 主体的に学習に取り組むための、個に応じたきめ細かな指導方法の工夫
- 全員がわかる、理解できるユニバーサルデザイン^{II}の視点をもった授業の工夫
- 学級経営の支援（Q-U検査^{III}の活用）と指導力の向上
- 児童生徒及び教職員の学校図書館活用の推進
- 外国語・外国語活動における指導力の向上及びA L Tの活用

(3) 小中一貫教育の推進

- 学力向上と豊かな心の育成や、いわゆる「中1ギャップⅣ」の解消をめざす、9年間を見通した小中一貫教育の推進
- 小中学校の円滑な接続を重視した中学校区の実態に応じた小中一貫教育の充実
- 中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したグランドデザインを掲げ、それぞれの特色を最大限に生かした小中一貫教育の推進

(4) 安心して快適に学べる教育・学習環境の充実

- 児童生徒の安全確保と防災体制・安全教育・防災教育の充実
- 学校内の放射線量等の測定と給食食材等の放射性物質検査の継続
- ICT^V機器の更新、施設や設備・教育機器などの整備と充実
- 我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の策定

(5) 信頼される学校づくりの推進、教職員の意識高揚を図る職場環境づくり

- 子どもと向き合う時間の確保を目的とする「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」の実施
- 学校評価を活用した学校運営の改善
- 情報の積極的な発信と保護者・地域への丁寧な説明
- 教職員全員で取り組むモラールアップ委員会の充実

重点施策2. 地域に根ざした教育の充実

(1) 地域全体で学校教育を支えるしくみづくり

- 学校支援地域本部事業^{VI}の推進
- 社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力を全教育活動を通じて育成するキャリア教育の充実
- 地域の大学・高等学校との連携強化による児童生徒への学習支援

(2) 地域に密着した学習の場の提供

- ふるさと我孫子の資源を活用した学習の推進

重点施策3. 子どもの成長・自立への支援

(1) 教育相談・支援体制の充実

- 一人ひとりの教育的ニーズに対応した特別支援教育の推進
- 適応指導や生徒指導を充実させるシステムの構築と相談体制の整備

- 不登校予防や解消に向けた支援体制の充実と関係機関との連携強化
- 就学支援の充実
- 帰国・外国人児童生徒への日本語支援体制の整備

(2) いじめ・非行防止対策の推進

- 我孫子市いじめ防止対策推進条例に沿ったいじめの予防、早期発見と対処及び解消
- 学校・市ほか関係機関との連携強化と相談窓口の充実
- 街頭パトロールの実施、青少年育成団体との連携強化による青少年の非行防止活動の推進
- 警察・生活安全関係機関との連携強化

(3) 子ども部との連携強化

- 特別に支援を要する児童生徒への支援体制の充実

Ⅱ.市民が生涯にわたって生き生きくらすための学習体制の充実

重点施策 1. 生涯学習環境の充実

(1) 学びたいときに学べる学習機会の充実

- 公民館の学級・講座や生涯学習出前講座の充実
- 鳥の博物館の教育普及事業の拡充
- 図書館サービスの充実、市民の読書活動の推進
- 移動図書館車の積極的な活用

(2) 人づくり・まちづくりにつながる学習活動の支援

- 時代の変化や地域の課題に対応した学習機会の提供
- 学んだ成果を社会や地域で活かせる人材の育成・活用

(3) 学習施設の整備・充実

- 公民館、図書館、鳥の博物館などの施設・機能の充実

(4) 市民の学習活動を支える体制の整備

- 生涯学習推進計画に基づく施策の推進
- 生涯学習に関する情報の収集・提供と相談体制の整備・充実
- 市民活動団体・NPO 法人・学校・企業等との連携強化
- 生涯学習ボランティアの育成・活用
- 子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進

重点施策 2. スポーツの振興

(1) スポーツ施設の管理・整備と民間施設等の活用

- スポーツ施設の適正な維持管理
- 民間スポーツ施設の活用や近隣市施設の相互利用の推進

(2) 生涯スポーツの推進

- スポーツ推進委員と連携した総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- 生涯スポーツを支えるスポーツ指導者の養成

(3) スポーツを楽しむ機会の充実

- 市民が気軽に参加できるスポーツイベント等の開催

重点施策 3. 文化芸術活動への支援と地域文化の継承

(1) 文化芸術活動への支援と環境整備

- 共催及び後援事業による文化芸術活動の充実
- 既存施設の効率的利用の促進
- 新たな大規模ホールを含めた文化施設の調査研究

(2) 新たな文化芸術活動の創出

- 文化芸術活動や団体に関する情報の発信
- 文化芸術活動にふれる機会や参加する機会の充実
- 我孫子の自然や風土をいかした新たな活動への支援

(3) 生活文化・郷土芸能の保存と継承

- 生活文化や郷土芸能の聞き取りや現地踏査などの調査・研究
- 生活文化や郷土芸能の継承

(4) 歴史的・文化的遺産の整備・活用

- 指定文化財制度や登録文化財制度による文化財の保存・活用
- 文化財保存活用地域計画の策定と整備・活用の検討

(5) 埋蔵文化財や歴史資料の調査・研究

- 埋蔵文化財や歴史資料に関する調査・研究の推進
- 埋蔵文化財や歴史資料に関する報告書・資料集等の刊行

(6) 歴史的・文化的遺産に関する情報発信の拡充

- 歴史的・文化的遺産を公開する場や機会の確保
- 地域の歴史や文化に親しめる環境づくりの推進

-
- I 入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態です。
- II 学力の優劣や発達障害等の有無に関わらず、すべての児童生徒が「楽しくわかる・できる」ことを目指し、教科指導における工夫や様々な子どもへの配慮を駆使して行う授業。
- III Q-U検査（学級診断尺度調査）：Questionnaire-Utilitiesの略。学校生活における児童・生徒個々の意欲や満足感、および学級集団の状態を質問紙によって測定します。実施により、いじめの防止・発見、よりよい学級集団づくりに活用できます。我孫子市では、小学校は、3・4・5・6年生、中学校は、1・2年生で実施します。
- IV 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等のことです。
- V ICT（情報コミュニケーション技術）：Information and Communication Technologyの略。市内小中学校ではコンピュータやインターネットに加えて、プロジェクタ、デジタルカメラ、プレゼンテーションソフトなどのICT機器が、各教科や総合的な学習の時間など多くの教科等で幅広く活用されています。
- VI 地域のコーディネーターを中心とする「学校支援地域本部」を設置し、地域住民や保護者が学校支援ボランティアとなり、学習や部活動の指導などについて、学校のニーズや地域の実情に応じて学校教育活動の支援を行うものです。

平成31年度 我孫子市教育施策改定整理表

目標 I. 子どもの創造性と自主性をはぐくむ教育の充実

	改定後(31年度)	改定前(30年度)	改定事由	
重点施策1. 学校教育の充実				
(1)	○幼稚園・保育園・認定こども園から小学校へのスムーズな移行やいわゆる「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	○幼稚園・保育園から小学校へのスムーズな移行や「小1プロブレム」の解消などに向けた幼保小連携の推進	・認定こども園を加筆 ・「小1プロブレム」は正式名称ではないため、「いわゆる」を加筆	指導課 教育研究所
(2)	○外国語・外国語活動における指導力の向上及びALTの活用	○外国語教育・活動における指導力の向上及びALTの活用	文言の加筆・修正	指導課
(3)	○学力向上と豊かな心の育成、いわゆる「中1ギャップ」の解消をめざす、9年間を見通した小中一貫教育の推進	○学力向上と豊かな心の育成、「中1ギャップ」の解消をめざす、9年間を見通した小中一貫教育の推進	「中1ギャップ」は正式名称ではないため、「いわゆる」を加筆	教育研究所
(4)	○中学校区ごとに目指す15歳の生徒像を基にして作成したランドデザインを掲げ、それぞれの特色を最大限に生かした小中一貫教育を推進		平成31年度より、小中一貫教育が全市展開されることに伴い、新たに施策を追加	指導課
(5)	○ICT 機器の更新、施設や設備・教育機器などの整備と充実	○校舎等の老朽化対策やICT 機器の更新など、施設や設備・教育機器などの整備と充実	校舎等の老朽化対策については、(6)で新たに追加する学校施設の個別施設計画での対応となることから、文言を削除	総務課
(6)	○我孫子市公共施設等総合管理計画に基づく学校施設の個別施設計画の策定		平成31年度に学校施設の個別施設計画の策定を予定していることから、新たに施策を追加	総務課

	改定後(31年度)	改定前(30年度)	改定事由	
(7)	○子どもと向き合う時間の確保を目的とする「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」の実施	○子どもと向き合う時間の確保	「我孫子市学校職員の働き方改革推進プラン」を平成30年度に作成し、平成31年度から実施することから、その旨を加筆	学校教育課
(8)	I 入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座ってられない、話を聞かないなどの状態が数カ月継続する状態です。	I 小学校に入学したとき、生活リズムや学習内容になじめず、集団行動がとれない、席に座ってられないなどの行動が継続する状態です。	文部科学省の報告書の内容に合わせて修正	教育研究所
(9)	IV 小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事象等のことです。	IV 小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず、いじめが増加したり不登校になったりする現象です。	文部科学省の報告書の内容に合わせて修正	教育研究所

目標 II. 市民が生涯にわたって生き生きらすための学習体制の充実

重点施策1. 生涯学習環境の充実				
(1)	○移動図書館車の積極的な活用		(2)で湖北地区図書館の整備の検討を削除すること及び湖北台地区公共施設(第1期整備)の整備方針での位置づけを踏まえ、新たに施策を追加	図書館
(2)		○湖北地区図書館の整備の検討	湖北台地区公共施設(第1期整備)の整備方針において、湖北地区図書館は第2期整備の位置づけとなったため、施策を削除	図書館
(3)	○子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の推進	○子ども部等と連携した、子どもの読書活動推進計画の策定	平成30年度で計画の策定が終了し、31年度は計画を推進する年度となることから、文言を修正	図書館
(4)	○文化財保存活用地域計画の策定と整備・活用の検討	○手賀沼文化拠点整備計画に基づく整備・活用の推進	手賀沼文化拠点整備計画は平成30年度で計画期間が終了し、新たな文化財保存・活用計画として文化財保存活用地域計画を平成31年度から策定するため内容を修正	文化・スポーツ課

議案第 2 号

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する告示の制定
について

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する告示を次のよう
に制定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

スポーツ基本法の一部改正に伴い団体の名称を改めるため、提案するもので
す。

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱の一部を改正する告示

我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱（平成15年教育委員会告示第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(表彰の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>公益財団法人日本スポーツ協会</u>に加盟する中央競技団体及びその団体に属する下部団体</p> <p>イ <u>公益財団法人日本障がい者スポーツ協会</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(表彰の範囲)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア <u>公益財団法人日本体育協会</u>に加盟する中央競技団体及びその団体に属する下部団体</p> <p>イ <u>財団法人日本障害者スポーツ協会</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

○我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市のスポーツ活動の推進と発展を図るため、スポーツの振興に功績のあった者に対して行う表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第 2 条 表彰は、スポーツ功労表彰とする。

(表彰の範囲)

第 3 条 表彰は、市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内に所在する団体で、次の各号のいずれかに該当するものに対し行う。

- (1) スポーツの振興及び向上発展にその功績が顕著であると認められるもの
- (2) 次の団体が主催する全国大会において優勝又はこれに準ずる成績をおさめたもの
 - ア 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体及びその団体に属する下部団体

イ 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会

ウ 財団法人全国高等学校体育連盟

- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要があると認めたもの

2 次に掲げる表彰等を受けた者又は団体は、当該表彰等を受けることとなった功績に関しこの要綱による表彰を受けることはできない。

- (1) 我孫子市民文化スポーツ栄誉章
- (2) 我孫子市小中学校児童生徒表彰

(表彰の時期)

第 4 条 表彰は、随時行うものとする。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、教育長が表彰状及び記念品を授与して行う。

(表彰の推薦)

第6条 文化・スポーツ課長は、第3条第1項第1号又は第2号に該当すると認められるものにつき我孫子市教育委員会スポーツ振興表彰推薦調書(別記様式)に参考資料を添付し、教育長に対し推薦するものとする。

(庶務)

第7条 表彰に関する庶務は、文化・スポーツ課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

議案第 3 号

我孫子市指定文化財の指定について

我孫子市文化財の保護に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり我孫子市指定文化財に指定する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市教育委員会

教育長 倉 部 俊 治

提案理由

市内に所在する重要な文化財として、白泉寺 待道講版木 附 待道講資料（我孫子市岡発戸 5 4 1 番地）を我孫子市指定文化財に指定するため、提案するものです。

本件の指定については、平成 3 1 年 1 月 1 8 日に開催された我孫子市文化財審議会に諮問し、平成 3 1 年 1 月 1 8 日付けで答申されました。

我孫子市第17号指定文化財

1 種 別

有形民俗文化財

2 名 称

白泉寺 待道講版木 附 待道講資料

3 所在地

我孫子市岡発戸541番

4 所 見

別紙調書参照

調査報告書
白泉寺 待道講版木

1. 名称及び員数

白泉寺 待道講版木	1 枚
附 待道講資料 木製落款	4 点
軸	2 本
帳簿	5 部

2. 所在の場所

我孫子市岡発戸 5 4 1 番地

3. 所有者氏名及び住所

白泉寺

我孫子市岡発戸 5 4 1 番地

4. 種別

有形民俗文化財

5. 適応指定基準

我孫子市発祥の女人講の存在を示す貴重な民俗資料

6. 所見

今回現存が確認された白泉寺の版木は、横約 26 cm、縦約 68.5 cm、厚約 3 cm の板で、中央下部 3 分の 2 ほどに左手で赤児を抱いた観音菩薩様の待道権現の立像を描き、上部中央に大きく縦書きで「安産待道大権現」その左右にやや小さい文字で「日本 最初」（版木左側、摺り物では左右反転して右側）、「女人 守護」（版木右側、摺り物では反転して左側）、また観音像の左右に縦書きで「別當 白泉寺」（版木左側）、「三月 七月 九月 當ル 十七日」（版木右側）、下部に横書きで「下總相馬郡發戸邑」と陽刻されている。図像の尊容、宝冠、衣文の表現も繊細な優品で、保存状態も良好である。

版木の制作年代は未詳であるが、白泉寺境内に立つ待道大権現の石碑を囲む玉垣には「安永四（1775）年十二月」の文字が刻されている。これは待道信仰を示すもっとも古い資料であり、同寺境内に待道神社が祀られ、待道信仰が普及するのは、この時期から大きくさかのぼることはないと考えられている。しかし、版木とともに保存されている帳簿類（附）は明治 5（1872）年以降の年紀であることから、この版木は江戸後期というよりも明治期に再刻された可能性が高い。併せて、明治 11（1878）年に千葉県下の相馬郡が南相馬郡になっていることと、版木に「下總相馬郡發戸邑」と彫られていることを鑑みると、版木は明治 11 年ごろまでに成立したと考えられる。

この版木から摺りだされた紙片（附）は、軸装されて待道講の折に会場の中央に信仰の対象として掲げられ、また、出産の際に安産を願って妊婦の枕元に掲げられた。その配布先は、我孫子市内、柏、取手、松戸、野田など広範囲に及ぶことが知られている。本版木から摺られたと確認できるものは数点現存する。また子安講・女人講で用いられた同形式の軸・摺り物も数点確認されているが、版木そのものについては現在のところ白泉寺

の版木以外は未発見である。

白泉寺は血盆経信仰で有名な正泉寺の隠居寺と伝えられ、女人救済の信仰と深い関わりのある寺であり、血盆経信仰から派生した安産祈願、御符の授与を積極的におこなったものであろう。利根川下流流域地帯から房総半島中部にかけては、安産祈願としての子安信仰が広く分布している地域である。この信仰の広がりには、白泉寺に保存される版木が原本として大きく寄与していると考えられ、版木の存在は我孫子市発祥の子安講があったことを示す貴重な資料といえよう。

なお、待道講とは安産祈願子安講の一種で、既婚女性を構成員とし特に新しく嫁入りしてきた女性を中心に開催されてきた。当番の家（近年では集会所）に女性たちが集まって、軸を掛け、待道権現に奉げた食事を下げ参加者全員で飲食するものである。現在、白泉寺のある岡発戸地区でも毎年正月に開催されている。また、待道講の名称の由来は諸説あり定まっていない。

（梅村 恵子）



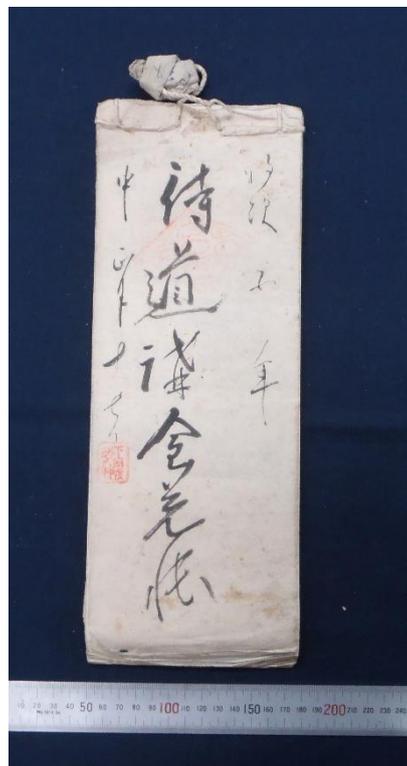
版木



木製落款



軸



帳簿